

令和8年 第5回教育委員会会議録

令和8年5月12日（火）

甲州市教育委員会

第5回教育委員会 会議録

日 時 令和8年5月12日（火）（午後1時30分から）

場 所 市民文化会館2階 第三会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	依 田 智 子
委 員	反 田 千 佳	委 員	廣 瀬 文 武
委 員	渡 邊 靖		

一 欠席した委員は次のとおりである。

（なし）

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	小 林 絵 美
教育総務課L	金 澤 祐 子	生涯学習課長	坂 本 豊
生涯学習課L	森 一 幸	指 導 主 事	高 野 育 愛
教育総務課L	岡 部 裕 美	事 務 担 当	加 賀 爪 あ み

一 欠席した者は次のとおりである。

指 導 主 事 金 森 淳

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第6号 甲州市体育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 報告第6号 甲州市フリースクール利用者支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

教育長

ただいまから、第5回教育委員会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に廣瀬委員を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

[日程第1]

教育長

日程第1 教育長諸般の報告を行います。

それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。

本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

[日程第2]

教育長

日程第2 議案第6号 甲州市体育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課からご説明させていただきます。

甲州市体育指導員設置規則というものがあるんですが、こちらの一部改正という形で、4月1日に遡って改正をさせていただきたいというところがございます。

内容といたしましては、体育指導員になっていただくために、対照表の右側、現行の「(委嘱)」の第4条のところで、「教育委員会が主催する体育又はスポーツに関する各種の研修会に参加し、体育指導員の認定書を取得した者」の委嘱をするという形で進んでいっていただけですが、昨今推薦委員を探すなどですね、そういったところで大変時間がかかってしまって、4月に委嘱をする前にこういった研修会をするというのが、人数的なものや時間的なもので大変厳しい状況になってきてしまったというところがございます。ですので、改正後、対照表左側のところになるわけですが、「(職務)」の中に「研修会に参加」を追加するという形を取りまして、「(委嘱)」につきましては、「教育及びスポーツに対する理解と関心を持ち、スポーツの振興のために積極的に活動できる者」のうちから、教育委員会が委嘱するということに改正をさせていただきたいというものでございます。

市の方の例規審査会については、この内容で審査を通ったところがございますので、あとはこちらの教育委員会の方で審議、採決をいただければ、この内容の通り、4月1日に遡ってこちらの規則に則った運営をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

教育長

はい。生涯学習課長の方からご説明がございましたけれども、何か委員の皆様方からご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

よろしいですか。それでは、お諮りさせていただきます。

議案第6号 甲州市体育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定につきましては、提案の通り制定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 ありがとうございます。ご承認をいただきましたので、議案第6号につきましては提案の通り制定するものといたします。

[日程第3]

教育長 それでは、日程第3 報告第6号 甲州市フリースクール利用者支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、お願いいたします。

報告第6号 甲州市フリースクール利用者支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてでございます。議案の一番後ろに概要を付けさせていただいてございますので、そちらに基づいて説明をさせていただきます。

まず、この要綱でございますが、令和7年度、昨年度に新しく制定をしたものでございます。民間のフリースクール利用者のうち就学援助費の受給世帯につきまして、保護者の経済負担を軽減するため、制定をしたものでございます。授業料につきまして、授業料の2分の1、月額1万5000円を上限といたしまして、助成をしてきたところでございます。

今般、さらに物価高騰の影響が続いていて、子育て世帯の負担が大きくなっているということから、ひとり親世帯、それから多子世帯、22歳に達するまでのお子さんが3人以上いる世帯につきましては、その補助金の交付要件の中に加えて、新たに交付をしてみたいと考えているところでございます。

この要綱に関しましても、令和8年4月1日から遡って適用をしてみたいという風に考えております。

民間のフリースクール、昨年度の状況でございますが、全体では、5名の方が利用されております。この要綱に該当しました要保護世帯につきましては、1名ということで、昨年度実施をしたところでございます。今年度、6月1日現在の課税状況によりまして、受給世帯かどうかの判断をしていくところではございますが、これまでのところ、ひとり親世帯、それから多子世帯に関しましては、該当者はいないという状況でございます。今年度改めて、その精査をさせていただければというところでございます。該当するご家庭の方がいましたら、同様の助成をしてみたいというところでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教育長 はい。それでは、今教育総務課長の方から報告第6号についてご説明がございましたが、何か委員の皆様方からご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長 ありがとうございます。

それでは、この件についてはよろしいですか。

「はい」の声

教育長 ありがとうございます。では、報告第6号 甲州市フリースクール利用者支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示については以上とします。

教育長 本日本日予定していましたが議事はすべて終了いたしました。

次回 第6回定例教育委員会は、6月17日午前9時30分から、市役所2階 第一会議室での開催となります。

「はい」の声

教育長

これをもちまして令和8年第5回定例教育委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。